

2025年度 焼津市 中小企業向け制度融資ご案内

(2025年4月改定)

どんな資金が必要ですか？

通常の事業資金として

【長期資金】

小口資金利子・信用保証料補給

【短期資金】

県制度「短期経営改善資金」を借りた方は
短期経営改善資金利子補給

経営の安定・合理化を図りたい

売上・利益が減っている方は

緊急経営対策特別資金利子・信用保証料補給

焼津市で創業を

県制度「開業パワーアップ支援資金」を借りた方は

開業パワーアップ支援資金利子・信用保証料補給

リーフレットの内容は2025年4月1日現在のものです。
状況により変更する場合がありますので、申込時にご確認ください。

焼津市経済部商工観光課
TEL(054)626-1175

焼津市の中小企業向け制度融資一覧

利子補給制度

(2025年4月1日現在)

	融 資 対 象 ・ 条 件	資金使途	融資限度額	融資期間	基準金利	利子補給率	融資利率
小 口 資 金	・市内において3ヶ月以上同一事業を営んでいること ・常時使用する従業員が30人（卸売・小売・サービス業は10人）以下 ・市税を完納していること	・運転資金（借換あり※） ・設備資金	700万円	5年以内	年2.08% (年1.98%)	年0.37%*	年1.71% (年1.61%)
	(特別小口) ・市内において1年以上同一事業を営んでいること ・常時使用する従業員が20人（卸売・小売・サービス業は5人）以下 ・市税を完納しており、かつ信用保証協会の特別小口保証制度要綱の要件に当てはまること	・運転資金 ・設備資金					
短 期 経 営 改 善 資 金	・市内において1年以上同一事業を営んでいること ・県制度の「短期経営改善資金」を借り受けたもの ・市税を完納していること	・運転資金	700万円	5ヶ月以内	県融資制度 年1.8%	年0.30%*	年1.50%
緊 急 経 営 対 策 特 別 資 金	・市内において1年以上同一事業を営んでいること ・市税を完納していること ・最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高の平均が前年、2年又は3年前のうちのいずれか1年の同月期と比較して5%以上減少していること。 または、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ最近3ヶ月間の売上総利益が前年同期と比較して5%以上減少していること。	経営安定、合理化及び近代化を目的とする設備資金並びに運転資金（借換あり※）	・運転資金 1,000万円 ・設備資金 2,000万円	7年以内 〔2年以内据置可〕	年2.07% (年1.97%)	年0.47%*	年1.60% (年1.50%)
開 業 パ ワ ー ア ッ プ 支 援 資 金	・県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて、市内で事業を営む（営もうとする）もの（※一事業者一回限り。借換資金は除く。） ・市税を完納していること ・対象：2025年1月～12月返済利子分 <申込期限>2026年1月30日	静岡県特別政策資金融資制度要綱による (市の利子補給は1年以内)				年1.6%以内の利子相当額 (借入日から1年以内)	

信用保証料補給制度

	融 資 対 象	内 容
小 信 用 保 証 料 補 給 制 度	信用保証料の総額の45%を市が補給します。 2025年4月1日以降に保証料の第1回目の支払いが生じる方が対象です。	補給対象者 市制度「焼津市小口資金」を借り受けたもの（借換資金は対象外） 補給率 信用保証料の総額の45%以内 申込期限 2026年3月31日
緊 急 経 営 対 策 特 別 資 金 融 資 料 補 給 制 度	信用保証料の総額の35%を市が補給します。 2025年4月1日以降に保証料の第1回目の支払いが生じる方が対象です。	補給対象者 市制度「焼津市緊急経営対策特別資金」を借り受けたもの（借換資金は対象外） 補給率 信用保証料の総額の35%以内 申込期限 2026年3月31日
開 業 パ ワ ー ア ッ プ 支 援 資 金 融 資 料 補 給 制 度	県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて、市内で事業を営む（営もうとする）事業者に対し、信用保証料の一部を市が補給します。 2025年4月1日以降に保証料の第1回目の支払いが生じる方が対象です。	補給対象者 県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り受けて、焼津市内で事業を営む（営もうとする）もの（借換資金は対象外） 補給率 一括支払の場合：信用保証料の総額の45%以内 分割支払の場合：徴収回次1回目の信用保証料相当額または信用保証料の総額の45%のいずれか低いほうの額 申込期限 2026年3月31日

- （※）借換は同一資金によるご利用となります。借換も新規と同じ条件です。借換資金は運転資金扱いとなりますので、運転資金の限度額にご注意ください。
- （*）小口資金・短期経営改善資金・緊急経営対策特別資金について、融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに年0.30%分上乗せ利子補給します。
- 小口資金及び緊急経営対策特別資金のかっこ書きの利率は、信用保証協会の責任共有制度対象外の保証制度を利用した場合のものです。
- 融資限度額内であれば、既存融資残高を差し引いた額を限度に、新規に申し込むことができます。
- 信用保証料補給制度について、事業者選択型制度による上乗せ分の保証料は補給対象外です。